

宮城県国公立高校生等奨学給付金支給要綱

(目的等)

第1 国公立の高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯に対する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

なお、この給付金は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下「専攻科奨学給付金交付要綱」という。）における補助対象に該当するものであり、宮城県における事業名称を「高校生等奨学給付金事業」とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び専攻科奨学給付金交付要綱第2条に規定する高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）のうち、国公立のもの。
- (2) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者並びに高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下「専攻科修学支援交付要綱」という。）第3条第1項に規定する補助の対象者（特別支援学校の高等部を除く。）と認められる者
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文科科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等とする。ただし、専攻科に通う生徒については、専攻科修学支援交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者とする。
- (4) 通信制 高等学校及び中等教育学校の通信制課程又は専修学校の通信制学科

(対象者)

第3 給付金の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮城県内に住所を有すること。
- (2) 給付金を申請する年度（以下「申請年度」という。）の道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に住所を有していて、申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること又は家計急変による経済的理由により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められること。
- (3) 高校生等が、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等の第1学年に入学した者（単位制の高等学校等において修得単位数により第1学年相当と県から判断された者を含む。）であること。
- (4) 次のいずれかの基準日に高校生等が高等学校等に在学していること。
 - イ 4月入学者については7月1日（前倒し給付の場合は4月1日）
 - ロ 秋入学など7月2日以降に入学することが定められている者については入学日の翌月の初日
 - ハ 7月2日以降に家計が急変した場合には、家計急変の発生した月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日
- (5) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。

(給付金額)

第4 給付金の額は、別表に定めるところによる。ただし、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要であると認められる世帯（生業扶助受給者を除く。）に扶養されている国公立の高等学校等に通学する高校生等については、当該災害等につき1回に限り、1人当たり64,800円（以下「加算額」という。）を加算して支給することができるものとする。

（給付金の申請）

第5 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、別に知事が定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

- (1) 宮城県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等
 - イ 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類又は個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他これに類する書類をいう。以下同じ。）
 - ハ 高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
 - ニ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
 - ホ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
 - ヘ その他県教育委員会が必要と認める書類
 - (2) 前号以外の高中生等のいる保護者等
 - イ 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類又は個人番号カードの写し等
 - ハ 在学証明書（様式第2号）
 - ニ 高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
 - ホ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
 - ヘ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
 - ト その他県教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、家計急変による経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、前項に定める方法により提出するものとする。
- (1) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
 - (2) 在学証明書（様式第2号）（宮城県外に設置されている高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に限る。）
 - (3) 家計急変の発生事由を証明する書類
 - (4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - (5) 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（専攻科を除く。）
 - (6) 高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
 - (7) 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）

(8) その他県教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定)

第6 知事は第5の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高校生等奨学給付金支給決定通知書(様式第3号)により、給付しないことを決定したときは高校生等奨学給付金不支給決定通知書(様式第4号)により、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等にあつては直接、通知するものとする。

(支給の方法)

- 第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は年1回、通算4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回(修業年限が1年の場合は通算1回))を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象に該当する場合は、追加で1回(定時制通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付することができる。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、新入生のうち希望する者については、年1回の給付を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給するものとする。
- 3 支給は原則として、保護者等の預金口座等への振込によるものとする。ただし、保護者等は授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため給付金の受給を学校代表者(学校長等)に委任することができる(学校による代理受領)。
- 4 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としていることから、基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還(第8の場合を除く。)は行わないものとする。

(支給の決定の取り消し等)

- 第8 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。
- 2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(違約金)

第9 知事は、第8の規定により支給の決定の取り消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(補足)

第10 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1(第4関係)

区 分		高校生等1人当たりの給付金支給額	支給対象経費
1 生業扶助受給世帯(生業扶助が行われている世帯をいう。)に扶養されている高校生等(5に該当する者を除く。)		年額 32,300円	修学旅行費等
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得	2 通信制高等学校等に通う高校生等	年額 50,500円	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費, 教科外活動費, 生徒会費, P T A会費, 入学学用品費等
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等(4の場合を除く。)	年額 122,100円	

割が非課税である世帯に扶養されている高校生等(1の場合を除く。)	4 第2子以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 143,700円	
5 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等		年額 50,500円	教科書費, 教材費, 学用品費

(注1) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て年額50,500円を用い、通信制以外の高校生等(専攻科を除く。)は、全て年額143,700円を用いる。

(注2) 新入生の前倒し給付を行う場合、4月から6月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額(1円未満の端数切り捨て)、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた支給額(年額)を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。

(注3) 家計急変世帯においては、7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表の2から5の区分に応じた額について、家計急変の発生した翌月以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切り捨て)を年額とする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。